団体規約

エコマジック規約

総　則

第一条　本団体は、長崎大学エコマジックと称する。

目　的

第二条　本団体は、学園祭で発生する廃棄物の減量化を目的とする。

組　織

第三条　本団体は、長崎大学の全学学生で構成する。

第四条　本団体の趣旨に賛同するものは、部長の承認を経て入会することができる。

第五条　本団体からの脱退は自由である。

第六条　本団体の目的に反し、または著しく本団体の対面を汚す行為をした場合には、総会の議を経てこれを除名することができる。

総　会

第七条　本団体の最高決議機関を総会とする。

第八条　総会は次の二項により部長が招集する。

一　部長がこれを必要と認めた場合。

二　部員の要請があり、役員会でこれを必要と認めた場合。

第九条　総会の議長は部長が行うものとする。

第十条　総会は部員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決を要する議案については、出席者の過半数によってその議を決する。

役　員

第十一条　本団体に次の役員を置く。

（一）　部　長　一名

（二）　副部長　一名

（三）　各班長　四名

（四）　会　計　一名

第十二条　役員は部員の中から総会において選出する。

第十三条　役員の任期は一年とする。

第十四条　役員会は、その構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決を要する議案については、出席役員の過半数によってその議を決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

会　計

第十五条　本団体の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

規約改正

第十六条　本規約の改正は、部員の発議により、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得ることを必要とする。